

「保険金が使えます」と勧誘する 住宅修理契約に注意

「近所で屋根工事をしていたら、お宅の屋根瓦が割れそうになっているのが見えた。**無料で点検してあげます。**」と業者が訪問してきた。

点検後、「瓦が割れている。このままだと雨漏りするので、至急修理が必要です。今回の屋根の瓦のずれは、先日の台風で生じたものなので、**損害保険から保険金が支払われ、自己負担ほぼゼロで修理できます。**」と言われたので、急いで契約した。

後日、工事代として150万円の見積書もらったが、保険金は30万円しか支払われないことが分かった。

120万円も自己負担できないので工事のキャンセルを申し出ると、「**解約料として保険金の30%を払ってもらう。**契約書に書いてある」と言われた。



アドバイス

- ◆必要のない点検は安易に依頼しない。
- ◆すぐには契約せず、複数の事業者から見積もりを取り、慎重に比較・検討しましょう。
- ◆保険金が支払われるかどうかは、損害発生の原因や保険契約の内容によります。保険金が支払われたとしてもごく少額の場合もあるので、契約する前に、自身で加入している保険会社や代理店に保険契約の内容についてよく確認しましょう。

困ったときは、すぐにご相談ください

消費者ホットライン



1. 局番無し「188」を押します
2. お住いの郵便番号を入力します
(分からなくてもご利用できます)



お住いの近くの消費生活センターや
消費生活相談窓口をご案内します

彩の国



埼玉県消費生活支援センター

本所(川口):048-261-0999

熊谷支所:048-524-0999

【受付時間】9:00~16:00(月~金)

(祝日・12月29日~1月3日を除く)

川口は土曜日でも受付しています